

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年9月30日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高 橋 寿 幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557
ロベルトシュトゥンパー通り 9 A
(9A, Rue Robert Stümper, L-2557 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹 野 康 造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹 野 康 造
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売 日興オフショア・ファンズ -
出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM
(Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM)

【届出の対象とした募集外国投 1,000億円を上限とする。
資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成27年6月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また原届出書に訂正すべき事項がありますのでこれらを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要 () 株式資本の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額		更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別および地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産 投資有価証券の主要銘柄		投資有価証券の主要銘柄	更新
	(3) 運用実績 純資産の推移 分配の推移 収益率の推移		(2) 運用実績 純資産の推移 分配の推移 収益率の推移	追加 または 更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加	
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

*半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM (Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM) (以下「サブ・ファンド」といい、日興オフショア・ファンズを「ファンド」という。)の運用状況は、以下のとおりである。

(注)「ROCKEFELLER」は、ロックフェラー・アンド・カンパニー・インクによりライセンスされたサービス・マークである。本ファンドの正式名称は上記の通りであるが、技術上の理由でやむを得ず表示できない場合は、「日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド (SM)」または「Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund (SM)」と表記することがある。また、日本において、本ファンドの名称について、「日興オフショア・ファンズ」を省略することがある。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(平成27年7月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	5,965,858,425	100.33
現金・その他の資産 (負債控除後)		(19,488,317)	(0.33)
合計(純資産総額)		5,946,370,108	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2) 上表中、投資信託の「時価合計(円)」欄に記載された金額は、端数処理の方法が異なるため、下表中の「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された金額と一致しないことがある。

(注3) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨および円貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

以下は、組入投資信託であるNRGEトレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成27年7月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ合衆国	3,159,838,945	52.97
	オランダ	543,768,069	9.11
	イギリス	393,297,668	6.59
	日本	389,379,800	6.53
	韓国	385,951,499	6.47
	ノルウェー	144,325,727	2.42
	オーストラリア	51,125,648	0.86
	ポルトガル	49,602,247	0.83
	小計	5,117,289,603	85.78
預託証券	フランス	281,306,453	4.72
	イギリス	204,421,875	3.43
	韓国	144,708,122	2.43
	小計	630,436,450	10.57
小計		5,747,726,053	96.34
現金・その他の資産 (負債控除後)		218,132,375	3.66
合計(純資産総額)		5,965,858,428	100.00

(注) 投資比率とは、NRGEトレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

投資有価証券の主要銘柄

（平成27年7月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	口数（口）	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
NRGE トレーディング・リミテッド	ケイマン諸島	投資信託	517,337	9,893	5,117,883,402	11,532	5,965,858,425	100.33

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNRGEトレーディング・リミテッドの主要な投資有価証券である。

（平成27年7月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	保有株式数 （株）	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
						単価	金額	単価	金額	
1	KOREA ELECTRIC POWER CORP(KEPCO)	韓国	株式	電気、ガス、蒸気および空気調整供給	71,510	2,109	150,847,440	5,397	385,951,499	6.47
2	ROYAL DUTCH SHELL PLC - A-(GBP)	オランダ	株式	原油および天然ガスの抽出	102,428	3,754	384,464,787	3,556	364,279,653	6.11
3	CHEVRON CORP	アメリカ合衆国	株式	原油および天然ガスの抽出	31,025	8,397	260,501,819	11,556	358,515,906	6.01
4	KANSAI ELECTRIC POWER CO INC	日本	株式	電気、ガス、蒸気および空気調整供給	176,900	1,160	205,200,552	1,682	297,545,800	4.99
5	TOTAL SA-SPON -ADR-	フランス	預託証券	原油および天然ガスの抽出	46,030	3,480	160,206,847	6,111	281,306,453	4.72
6	WILLIAMS COMPANIES INC	アメリカ合衆国	株式	電気、ガス、蒸気および空気調整供給	40,310	1,262	50,869,636	6,581	265,276,250	4.45
7	JOHNSON MATTHEY PLC	イギリス	株式	化学薬品および化学製品の製造	44,085	3,393	149,581,988	5,591	246,475,314	4.13
8	CAMERON INTL CORP	アメリカ合衆国	株式	他に分類されない機械装置設備の製造	38,429	3,171	121,851,849	6,294	241,870,891	4.05
9	ANADARKO PETROLEUM CORP	アメリカ合衆国	株式	原油および天然ガスの抽出	25,371	5,085	129,017,395	9,519	241,496,048	4.05
10	EXXON MOBIL CORP	アメリカ合衆国	株式	原油および天然ガスの抽出	23,261	9,914	230,602,565	10,311	239,845,962	4.02
11	BP PLC -SPONS ADR-	イギリス	預託証券	原油および天然ガスの抽出	43,676	3,066	133,929,460	4,680	204,421,875	3.43
12	CABOT OIL AND GAS CORP	アメリカ合衆国	株式	原油および天然ガスの抽出	63,054	3,541	223,285,790	3,232	203,795,013	3.42
13	CHENIERE ENERGY INC	アメリカ合衆国	株式	探鉱支援サービス活動	22,433	1,128	25,302,205	8,715	195,501,707	3.28
14	BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	オランダ	株式	土木工学	29,815	3,950	117,782,966	6,020	179,488,416	3.01
15	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	アメリカ合衆国	株式	原油および天然ガスの抽出	16,628	5,538	92,077,822	8,869	147,472,772	2.47
16	EOG RESOURCES INC	アメリカ合衆国	株式	原油および天然ガスの抽出	15,114	4,706	71,120,277	9,756	147,449,713	2.47
17	KOREA ELECTRIC POWER CORP -SP ADR-	韓国	預託証券	電気、ガス、蒸気および空気調整供給	56,580	983	55,590,910	2,558	144,708,122	2.43
18	STATOIL ASA	ノルウェー	株式	原油および天然ガスの抽出	67,459	1,873	126,374,999	2,139	144,325,727	2.42
19	APACHE CORP	アメリカ合衆国	株式	原油および天然ガスの抽出	24,980	7,713	192,665,393	5,774	144,222,218	2.42
20	DEVON ENERGY CORP	アメリカ合衆国	株式	原油および天然ガスの抽出	21,272	5,235	111,348,737	6,287	133,726,746	2.24
21	HALLIBURTON CO	アメリカ合衆国	株式	原油および天然ガスの抽出	24,833	2,215	55,002,883	5,253	130,448,921	2.19
22	HESS CORP	アメリカ合衆国	株式	原油および天然ガスの抽出	16,967	5,135	87,126,947	7,494	127,148,723	2.13

23	BG GROUP PLC	イギリス	株式	原油および 天然ガスの抽出	59,892	2,206	132,103,185	2,088	125,033,375	2.10
24	EQT CORP	アメリカ合衆国	株式	原油および 天然ガスの抽出	10,985	9,533	104,720,344	9,617	105,639,623	1.77
25	NOBLE ENERGY INC	アメリカ合衆国	株式	原油および 天然ガスの抽出	22,338	3,176	70,952,720	4,490	100,305,836	1.68
26	INPEX CORPORATION	日本	株式	原油および 天然ガスの抽出	68,000	1,855	126,136,843	1,351	91,834,000	1.54
27	SPECTRA ENERGY CORP	アメリカ合衆国	株式	原油および 天然ガスの抽出	24,008	4,378	105,106,608	3,771	90,538,098	1.52
28	QUESTAR CORP	アメリカ合衆国	株式	電気、ガス、蒸気 および空気調整供給	26,310	998	26,266,712	2,713	71,375,160	1.20
29	NATIONAL OILWELL VARCO INC	アメリカ合衆国	株式	採鉱支援 サービス活動	11,067	2,905	32,147,951	5,390	59,647,628	1.00
30	WEC ENERGY GROUP INC	アメリカ合衆国	株式	電気、ガス、蒸気 および空気調整供給	9,667	5,928	57,306,737	6,058	58,562,295	0.98

(注) 投資比率とは、NRGEトレーディング・リミテッドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（２）運用実績

純資産の推移

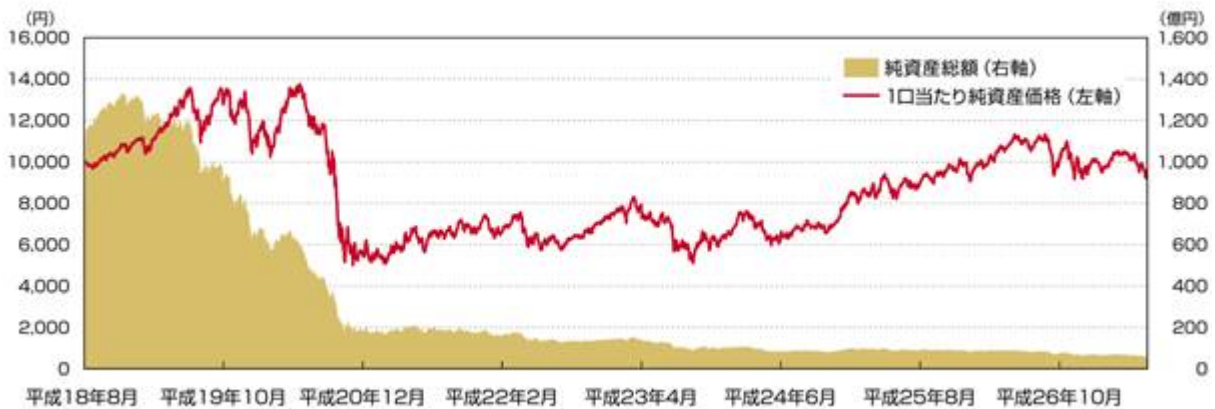
平成27年7月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
平成26年8月末日	8,321,432,205	11,086
平成26年9月末日	8,073,103,636	11,093
平成26年10月末日	7,370,075,118	10,235
平成26年11月末日	7,585,152,296	10,700
平成26年12月末日	6,919,004,114	10,105
平成27年1月末日	6,384,797,252	9,391
平成27年2月末日	6,713,561,000	10,005
平成27年3月末日	6,554,158,282	9,885
平成27年4月末日	6,885,324,980	10,520
平成27年5月末日	6,644,577,634	10,421
平成27年6月末日	6,231,938,818	9,919
平成27年7月末日	5,946,370,108	9,670

< 参考情報 >

純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

(平成18年8月31日(運用開始日)から平成27年7月末日まで)



分配の推移

該当事項なし。

収益率の推移

期間	収益率（注）
平成26年 8月1日～平成27年 7月31日	- 12.25%

（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末現在の1口当たり純資産価格（上記期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 上記期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落の額）

< 参考情報 >

収益率の推移



（注1）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額（税引前）を加えた額）

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格（分配落の額）（平成18年の場合、当初発行価格）

（注2）平成18年は8月31日（運用開始日）から12月31日まで、平成27年は、1月1日から7月末日までの収益率です。

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

平成27年7月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに平成27年7月末日現在の発行済口数は次の通りである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
2,150	150,562	614,923
(2,150)	(150,562)	(614,923)

(注) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を日本語に翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 上記中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。

(1) 資産及び負債の状況

日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

純資産計算書

2015年6月30日現在

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券公正価値（取得原価：5,256,856,689円）	2.2	6,274,429,504
資産合計		<u>6,274,429,504</u>
負債		
未払投資運用報酬	6	16,638,339
未払販売報酬	8	9,635,612
未払印刷・公告費		4,913,811
未払専門家報酬		3,444,222
未払弁護士報酬		2,919,430
未払管理事務代行報酬	5	2,158,060
未払代行協会員報酬	9	1,661,506
未払管理報酬	4	498,455
未払受託報酬	3	455,112
未払保管報酬	7	166,139
負債合計		<u>42,490,686</u>
純資産額		<u>6,231,938,818</u>
発行済受益証券口数		628,252 口
1口当たり純資産価格		9,919 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

統計情報

期末現在発行済受益証券口数：

2013年12月31日	892,100 □
2014年12月31日	684,719 □
発行受益証券口数	2,150 □
買戻受益証券口数	(58,617) □
2015年6月30日	628,252 □

日本円

期末現在純資産合計：

2013年12月31日	9,054,365,376
2014年12月31日	6,919,004,114
2015年6月30日	6,231,938,818

日本円

期末現在受益証券1口当たり純資産価格：

2013年12月31日	10,149
2014年12月31日	10,105
2015年6月30日	9,919

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

財務書類に対する注記

2015年6月30日現在

注1．活動

日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM（以下「当サブ・ファンド」という。）は、基本信託証書および補完信託証書に基づいて設定されたトラストのサブ・ファンドである。

投資目的および方針

当サブ・ファンドは、適度な成長を果たしながら長期的な元本の維持を目指している。

当サブ・ファンドは、法律、責任またはその他の理由から、すべての資産をNRGEトレーディング・リミテッドという名称の単一のトレーディング・カンパニー（以下「当社」という。）を通じて投資している。当社は、当サブ・ファンドによって完全所有されており、当社の投資証券は当サブ・ファンドの資産の一部を構成している。

当サブ・ファンドの財務書類は、当サブ・ファンドによって完全所有されている当社の財務書類（以下に開示されている。）と共に閲覧されるべきである。

注2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 投資有価証券の評価

当社に対する投資は、管理事務代行会社が提供する純資産価額に基づいた公正価値で評価される。

2.3 設立費用

設立費用は、全額償却された。

2.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで未収計上される。

2.5 外貨換算

日本円（「JPY」）以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算される。

注3．受託報酬

受託会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.015%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限は年15,000米ドル、上限は年30,000米ドルである。

注4．管理報酬

管理会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.13%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注6．投資運用報酬

投資運用会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して下記の年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

純資産価額のうち100億円以下の部分	年率1.00%
純資産価額のうち100億円超300億円以下の部分	年率0.90%
純資産価額のうち300億円超500億円以下の部分	年率0.80%
純資産価額のうち500億円超の部分	年率0.70%

注7．保管報酬

保管会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注8．販売報酬

販売会社は、当サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して下記の年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

純資産価額のうち100億円以下の部分	年率0.58%
純資産価額のうち100億円超300億円以下の部分	年率0.68%
純資産価額のうち300億円超500億円以下の部分	年率0.78%
純資産価額のうち500億円超の部分	年率0.88%

注9．代行協会員報酬

代行協会員は、当サブ・ファンドの資産から、当サブ・ファンドに帰属する純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注10．費用

当サブ・ファンドおよび当社との間の費用契約に従って、当社に関する一定の報酬および費用は、当サブ・ファンドのレベルで計上される。

注11．税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では、収益または利益に対して課税されることはなく、トラストは、設立より50年間にわたって、すべての地方所得税、事業所得税および資本税を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。したがって、当該財務書類において未払法人税等引当金は設定されていない。

11.2 その他の国々

当サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し、源泉徴収税またはその他の税金を課される場合がある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、自己の市民権、住居および住所を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．受益証券の発行および買戻し条件

受益証券は、取得申込通知の手続に従って、各発行日に、かかる発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行および申込みすることができる。発行価格は、一時停止されない限り、管理事務代行会社により、該当する発行日に計算し、公表される。

受益証券は、買戻請求通知の手続に従って、いずれの買戻日においても、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買戻すことができる。買戻価格は、一時停止されない限り、管理事務代行会社により、該当する買戻日に計算し、公表される。

注13．関連当事者取引

管理会社およびその一部の取締役、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員、日本における販売会社および投資運用会社は、当サブ・ファンドの関連当事者である。関連当事者の報酬は、期末現在の損益計算書および純資産変動計算書に報告され、財務書類に対する注記において詳述されている。

投資運用会社が、当サブ・ファンドの関連当事者とみなされるのは、たとえ投資運用会社がSMBC日興グループに属さなくとも、当サブ・ファンドの投資資産の運用について投資運用者として従事するためである。

注14．後発事象

期末より後に、現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社の判断する重要な事象はなかった。

(2) 投資有価証券明細表等

日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エネルギー・ファンドSM

投資明細表

2015年6月30日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	公正価値	比率 [*]
投資信託			日本円	日本円	%
531,385	NRGE トレーディング・リミテッド	日本円	5,256,856,689	6,274,429,504	100.68
投資信託合計			5,256,856,689	6,274,429,504	100.68
投資合計			5,256,856,689	6,274,429,504	100.68

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 純資産合計に対する公正価値の比率 (%)

日興オフショア・ファンズ -
日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM

投資の分類

2015年6月30日現在

投資の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ケイマン諸島		
	投資信託	100.68
		100.68
投資合計		100.68

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 純資産合計に対する公正価値の比率(%)

<NRGEトレーディング・リミテッドの財務書類>

NRGEトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2015年6月30日現在

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資時価（取得原価：4,185,000,022円）	2.2	6,096,479,929
銀行預金		177,949,575
資産合計		<u>6,274,429,504</u>
純資産合計		<u>6,274,429,504</u>
発行済投資証券口数		531,385 口
投資証券1口当たり純資産価格		11,808 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

NRGEトレーディング・リミテッド

統計情報

期末現在発行済投資証券口数：

2013年12月31日	776,986 □
2014年12月31日	584,765 □
発行投資証券口数	1,810 □
買戻投資証券口数	(55,190) □
2015年6月30日	531,385 □

日本円

期末現在純資産合計：

2013年12月31日	9,102,972,427
2014年12月31日	6,959,963,813
2015年6月30日	6,274,429,504

日本円

期末現在投資証券1口当たり純資産価格：

2013年12月31日	11,716
2014年12月31日	11,902
2015年6月30日	11,808

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

NRGEトレーディング・リミテッド

財務書類に対する注記

2015年6月30日現在

注1．活動

NRGEトレーディング・リミテッド（以下「当社」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき設立された免税会社である。当社は、主として日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM（以下「サブ・ファンド」という。）の投資会社として従事するように指定されている。

投資の目的および方針

当社の投資目的および方針は、サブ・ファンドと同様に、適度な成長を果たしながら長期的な元本の維持を目指すことである。

投資目的は、主としてエネルギーの生産および供給に従事する大手有力企業、ならびにエネルギー産業を支援する製品およびサービスを提供する企業またはその他のエネルギー産業に関連する企業の株式および固定利付債券に対する投資を通じて達成されることを目指す。

当社は、これらの証券への直接投資、またはかかる証券への投資を投資方針とするファンドの受益証券もしくは投資証券への投資を行っている。

当社の指示的資産配分は、以下の通りである。

- ・ 50%から100% - 世界株式および株式関連証券
- ・ 0%から50% - 固定利付債券（現金を含む。）
- ・ 0%から15% - 流動性の低い証券

投資運用会社は、市場、経済または政情の悪化に応じて、一時的に防御ポジションを取ることににより、上記の資産配分を変更することができる。そのような場合、当社は、資産の大部分を現金または投資適格債券で保有することがあり、投資目的を達成できない可能性がある。

注2．重要な会計方針**2.1 財務書類の表示**

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 投資有価証券の評価

- (a) 集合投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日現在において入手可能な純資産価額で評価される（評価日現在の純資産価額が入手できない場合は、直近日の純資産価額を使用する）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ証券取引所の最新の入手可能な終値で評価される。
- (c) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価される。
- (d) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価される。

- (e) 未実現損益は、当期の投資有価証券の公正価値の変動および報告期間中に実現した過年度の投資有価証券に係る未実現損益の戻入れで構成される。
- (f) 投資有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて計算される。

2.3 受取利息

受取利息は、日次ベースで未収計上される。

2.4 配当利息

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

2.5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算される。

注3．報酬および費用

サブ・ファンドと当社との間の費用負担契約に従って、当社に關係する一定の報酬および費用は、サブ・ファンドで計上される。

注4．税金

4.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では、収益または利益に対して課税されることはなく、当社は、2006年8月15日から20年間にわたって、すべての地方所得税、事業所得税および資本税を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。したがって、当該財務書類において未払法人税等引当金は設定されていない。

4.2 その他の国々

当社は、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し、源泉徴収税またはその他の税金を課される場合がある。投資証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、投資証券の購入、保有および買戻しに対し発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、自己の市民権、住居および住所を有する国の法律および税務専門家に相談するべきである。

注5．為替レート

2015年6月30日現在、日本円以外の通貨建である当社の資産および負債の外貨換算に使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	93.9086	韓国ウォン	0.1096
ユーロ	136.5232	ノルウェー・クローネ	15.4729
英ポンド	192.0103	米ドル	122.2450

注6．投資証券の発行および買戻し条件

当社は、投資証券の発行および買戻しについて、日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSMが受益証券の発行・買戻しについて行っている手順および時期と同様の手順および時期に従う。

当社の会社定款により、当社の当初資本金は3,000,000円を300,000,000株で除した、投資証券1口当たり0.01円で、当社の投資証券は議決権のある参加型買戻可能投資証券である。

注7．関連当事者取引

管理会社およびその一部の取締役、管理事務代行会社、保管会社、および投資運用会社は、当社の関連当事者である。

投資運用会社は、当社の投資資産の投資運用者として従事するため当社の関連当事者とみなされる。

注8．後発事象

期末より後に、現在の財務書類に開示が必要であると当社の取締役会の判断する重要な事象はなかった。

NRGEトレーディング・リミテッド

投資明細表 2015年6月30日現在

(日本円で表示)

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、またはその他の規制された市場で取引される譲渡性のある有価証券					
A. 株式			日本円	日本円	%
25,371	ANADARKO PETROLEUM CORP	米ドル	129,017,395	243,745,069	3.88
24,980	APACHE CORP	米ドル	192,665,393	174,700,982	2.78
59,892	BG GROUP PLC	英ポンド	132,103,185	123,566,188	1.97
29,815	BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	ユーロ	117,782,966	178,997,623	2.85
63,054	CABOT OIL AND GAS CORP	米ドル	223,285,790	242,571,822	3.87
6,651	CALIFORNIA RESOURCES CORP	米ドル	3,873,159	5,236,049	0.08
38,429	CAMERON INTL CORP	米ドル	121,851,849	242,403,982	3.86
22,433	CHENIERE ENERGY INC	米ドル	25,302,205	187,821,579	2.99
43,641	CHEVRON CORP	米ドル	366,432,227	515,830,737	8.21
3,400	CONCHO RESOURCES INC	米ドル	43,225,349	46,538,412	0.74
21,272	DEVON ENERGY CORP	米ドル	111,348,737	152,955,222	2.44
12,135	DRESSER RAND GROUP INC	米ドル	36,418,752	126,344,806	2.01
15,114	EOG RESOURCES INC	米ドル	71,120,277	159,356,391	2.54
10,985	EQT CORP	米ドル	104,720,344	109,147,733	1.74
34,357	GALP ENERGIA SGPS SA -B-	ユーロ	91,960,732	49,696,156	0.79
29,379	GENEL ENERGY PLC	英ポンド	44,617,212	29,051,506	0.46
24,833	HALLIBURTON CO	米ドル	55,002,883	129,594,422	2.07
16,967	HESS CORP	米ドル	87,126,947	138,904,502	2.21
68,000	INPEX CORPORATION	日本円	126,136,843	94,622,000	1.51
44,085	JOHNSON MATTHEY PLC	英ポンド	149,581,988	260,207,087	4.15
176,900	KANSAI ELECTRIC POWER CO INC	日本円	205,200,552	239,787,950	3.82
71,510	KOREA ELECTRIC POWER CORP (KEPCO)	韓国ウォン	150,847,440	358,843,880	5.72
18,855	MARATHON OIL CORP	米ドル	67,909,324	61,518,548	0.98
19,293	NATIONAL OILWELL VARCO INC	米ドル	56,043,229	114,550,986	1.83
22,338	NOBLE ENERGY INC	米ドル	70,952,720	116,492,000	1.86
16,628	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	米ドル	92,077,822	157,269,164	2.51
75,670	OIL SEARCH LIMITED	豪ドル	43,584,997	50,666,237	0.81
26,310	QUESTAR CORP	米ドル	26,266,712	67,831,027	1.08
143,346	ROYAL DUTCH SHELL PLC -A- (GBP)	英ポンド	538,051,014	500,659,765	7.98
24,008	SPECTRA ENERGY CORP	米ドル	105,106,608	94,531,744	1.51
67,459	STATOIL ASA	ノルウェー・クローネ	126,374,999	148,530,433	2.37
15,336	WHITING PETROLEUM CORP	米ドル	68,413,519	63,797,698	1.02
40,310	WILLIAMS COMPANIES INC	米ドル	50,869,636	277,823,408	4.43
株式合計			3,835,272,805	5,463,595,108	87.07
B. 預託証券			日本円	日本円	%
43,676	BP PLC -SPONS ADR-	米ドル	133,929,460	215,221,979	3.43
56,580	KOREA ELECTRIC POWER CORP -SP ADR-	米ドル	55,590,910	137,779,068	2.20
46,030	TOTAL SA-SPON -ADR-	米ドル	160,206,847	279,883,774	4.46
預託証券合計			349,727,217	632,884,821	10.09
公認の証券取引所への上場が認められている、またはその他の規制された市場で取引される譲渡性のある有価証券合計			4,185,000,022	6,096,479,929	97.16
投資有価証券合計			4,185,000,022	6,096,479,929	97.16

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 純資産合計に対する時価の比率(%)

NRGEトレーディング・リミテッド

投資の分類 2015年6月30日現在

投資の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
アメリカ合衆国		
	石油	39.03
	エネルギー・公益事業	11.18
	コングロマリットエネルギー関連	4.43
		54.64
オランダ		
	石油	7.98
	各種サービスエネルギー関連	2.85
		10.83
イギリス		
	石油	5.86
	化学エネルギー関連	4.15
		10.01
韓国		
	エネルギー・公益事業	7.92
		7.92
日本		
	エネルギー・公益事業	3.82
	石油	1.51
		5.33
フランス		
	石油	4.46
		4.46
ノルウェー		
	石油	2.37
		2.37
オーストラリア		
	石油	0.81
		0.81
ポルトガル		
	石油	0.79
		0.79
投資合計		97.16

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 純資産合計に対する時価の比率(%)

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

平成27年3月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約7億3,932万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,715円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算額は、便宜上、平成27年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝135.75円）による。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき平成4年2月27日に設立された。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（以下「2013年法」という。）に基づき、ファンドに関しAIFMとして業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず（2010年法第125-2条に規定された）投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。管理会社は、UCIの管理、運営および販売に関するあらゆる活動を行うことができる。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者のために、有価証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにサブ・ファンド資産に直接または間接に関連するすべての権利の行使を含む管理、運営および販売に関する業務を行うことができる。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの費用で、関連する信託証書に基づく一部または全部の職務を、一または複数の個人または企業（投資運用会社またはその他の業務提供会社を含む。）に委託する権限を有する。ただし、管理会社は、適用ある限り上記の委託先が信託証書に定める規定を遵守することを確保しなければならない。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドに対する損失について、責任を負わない。

信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でサブ・ファンドに関係する信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また、管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつ関連するサブ・ファンドの信託証書に基づきまたは当該サブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。）または要求の全部または一部について、各サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の故意の不履行、重過失または詐欺による作為もしくは不作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドの管理会社の任期は、受益者決議による事前承認により受託会社により解任されない限り、ファンドの信託期間中とする。管理会社は、受託会社に対し90日前までに書面による通知を行うことにより辞任することができる。

管理会社は有価証券届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改正）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年）により改正済）（以下、総称して「ミューチュアル・ファンド規則」という。）および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

管理会社は、平成27年7月末日現在、14本のファンドを管理および運営している。

管理会社が管理および運営しているファンドは以下のとおり、分類される。

分類		内訳
A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建： 2,947,254,779米ドル
		ユーロ建： 10,325,027ユーロ
		日本円建： 480,380,976,321円
		豪ドル建： 1,960,129,916豪ドル
		ニュージーランド・ドル建： 562,845,841ニュージーランド・ドル
		カナダ・ドル建： 80,771,821カナダ・ドル
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	3本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、11本がケイマン籍・契約型・オープン・エンド型である。

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成27年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 135.75円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表

2015年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2015年3月31日		2014年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
- その他の付帯設備、 工具および備品	3	25,097	3,407	49,420	6,709
流動資産					
- 債権					
売掛金					
1年以内に支払期限の 到来するもの	4	1,730,308	234,889	537,977	73,030
関係当事者への債権					
1年以内に支払期限の 到来するもの		4,557	619	17,541	2,381
その他の売掛金					
1年以内に支払期限の 到来するもの		102,350	13,894	18,684	2,536
- 現金および預金		6,254,088	848,992	6,616,633	898,208
前払金		30,507	4,141	47,740	6,481
資産合計		8,146,907	1,105,943	7,287,995	989,345
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	5	5,446,220	739,324	5,446,220	739,324
- 準備金					
法定準備金	6	55,985	7,600	44,622	6,057
その他の積立金	7	1,154,757	156,758	938,870	127,452
		1,210,742	164,358	983,492	133,509
- 当期損益		(226,185)	(30,705)	227,250	30,849
		6,430,777	872,978	6,656,962	903,683
引当金					
- 納税引当金	8	0	0	0	0
- その他の引当金		232,504	31,562	115,156	15,632
		232,504	31,562	115,156	15,632
非劣後債務					
- 買掛金					
1年以内に支払期限の 到来するもの		105,197	14,280	88,904	12,069
- その他の債務					
1年以内に支払期限の 到来するもの	9	1,378,429	187,122	426,973	57,962
		1,483,626	201,402	515,877	70,030
負債合計		8,146,907	1,105,943	7,287,995	989,345

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2015年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注	2015年3月31日		2014年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	10.2	3,929,755	533,464	1,077,142	146,222
人件費					
給与および賃金		929,765	126,216	495,659	67,286
給与および賃金に係る					
社会保障費		98,171	13,327	51,741	7,024
補足年金費用		29,070	3,946	6,202	842
その他の社会保障費		54,189	7,356	46,070	6,254
		<u>1,111,195</u>	<u>150,845</u>	<u>599,672</u>	<u>81,405</u>
流動資産要素に係る評価調整	4	0	0	2,844	386
その他の営業費用	11.1	225,054	30,551	107,739	14,626
利息およびその他の財務費用					
その他の利息および					
類似財務費用		0	0	7,629	1,036
		<u>5,266,004</u>	<u>714,860</u>	<u>1,795,026</u>	<u>243,675</u>
法人所得税	8	3,210	436	3,210	436
前勘定科目に表示されていない					
その他の税金		33,320	4,523	7,145	970
当期利益		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>227,250</u>	<u>30,849</u>
費用合計		<u>5,302,534</u>	<u>719,819</u>	<u>2,032,631</u>	<u>275,930</u>
収益					
純売上高	10.1	5,045,273	684,896	1,331,992	180,818
その他の営業収益	11.2	16,326	2,216	699,479	94,954
その他の利息および財務収益					
その他の利息および					
類似財務収益		14,750	2,002	1,160	157
当期損失		<u>226,185</u>	<u>30,705</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
収益合計		<u>5,302,534</u>	<u>719,819</u>	<u>2,032,631</u>	<u>275,930</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
オフ・バランスシート
2015年3月31日に終了した年度
(単位：ユーロ)

		2015年3月31日		2014年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
注					
第三者のために保有される資産	13	-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2015年3月31日に終了した年度

注1. 事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「当社」という。)は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

2014年4月22日までの当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理(2010年12月17日法(以下「ルクセンブルグ法」という。))の第125 - 2条の意味における)を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、ルクセンブルグ法第16章の制限の範囲内とされる。

2014年4月22日以降、当社の単独株主の決議を受けて、当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのU C I(以下「投資信託」という。)を管理することを条件に、(投資信託に関する2010年12月17日の法律(以下「2010年法」ということがある。))の第125 - 2条に規定された)投資信託の管理を行うことに変更された。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律(以下「2013年法」という。)に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/E U(以下「A I F M D」という。)の別紙(以下「別紙」という。)の第1項に規定された業務を行う。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2015年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト(ルクセンブルグ)、S M B Cニッコウ・インベストメント・ファンド(ルクセンブルグ)、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミア・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンドの14の投資信託を管理・運営している。

注2 . 重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、当期財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差益および差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価					評価額調整	
	期初現在 価値総額	再分類	追加	処分	期末現在 価値総額	累積額 調整	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産							
内訳：							
- 家具、付帯設備	7,264	0	0	0	7,264	(1,661)	5,603
- オフィス設備	47,483	0	1,394	0	48,877	(29,383)	19,494
	54,747	0	1,394	0	56,141	(31,044)	25,097

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- 家具、付帯設備	20%
- オフィス設備	50%

注4．債権

2015年3月31日および2014年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

流動性の低いファンド、すなわち、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド（ABLファンド・シリーズ）のシリーズ・トラストからの償還過程における未収管理手数料総額に充当するために、不良債権に関する評価調整が行われた。かかる評価調整額は35,679ユーロにのぼり、当年度において追加の評価調整はなかった。

注5．払込資本金

2014年1月16日付で、額面金額20.00ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロに増加した。

注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2014年3月31日現在残高	5,446,220	44,622	738,070	200,800	938,870	227,250
損益の繰入額	-	11,363	215,887	-	215,887	(227,250)
支払配当金	-	-	-	-	-	-
振替額	-	-	-	-	-	-
資本金増加	-	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	-	-	(226,185)
2015年3月31日現在残高	5,446,220	55,985	953,957	200,800	1,154,757	(226,185)

2014年5月30日に開催された年次株主総会は、2014年3月31日に終了した年度の利益処分を承認した。

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されており、前納税は貸借対照表上で「その他の売掛金 - 1年以内に支払期限の到来するもの」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2010年まで（同年を含む。）査定を行っている。

注9．その他の債務

2015年3月31日および2014年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	1,292,277	400,287
未払販売報酬	86,152	26,686
	1,378,429	426,973

注10．純売上高およびその他の営業費用

10.1 純売上高

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
受領管理報酬	5,045,273	1,331,992
受領実績報酬	0	0
	<u>5,045,273</u>	<u>1,331,992</u>

2015年3月31日現在の適用ある報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンド、日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート、日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド（SM）、日興・プレミア・ファンド - 日興エナジー・インフラ・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティおよびS M B Cニッコウ・インベストメント・ファンド（ルクセンブルグ）から、これらのファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド（円建て） / （円ヘッジあり）から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.025%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト・ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.12%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

さらに、当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2015年3月31日に終了した期間の実績報酬はなかった。支払があった場合には、かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。

当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.35%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.32%の年次報酬を払い戻す。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.01%を上限とする。「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（a）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。）より、（b）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

10.2 その他の外部費用

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	3,737,328	825,542
払戻し実績報酬	0	0
その他の費用	192,427	251,600
	<u>3,929,755</u>	<u>1,077,142</u>

当社に支払われる、日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの平均純資産価額に対する0.35%の年次管理報酬のうち、0.32%が投資運用会社および販売会社に支払われる。当社が投資運用会社および販売会社に支払った合計金額は、2015年3月31日に終了した年度において3,737,328ユーロ、および2014年3月31日に終了した年度において825,542ユーロであった。

当社が受領した日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドの実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。2015年3月31日および2014年3月31日に終了した年度において、実現した実績報酬はなかった。

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注11. その他の営業費用およびその他の営業収益

11.1 その他の営業費用

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
取締役報酬	20,000	45,000
その他の管理事務費用	205,054	62,739
	<u>225,054</u>	<u>107,739</u>

11.2 その他の営業収益

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からの調整	4,776	0
S N B L (S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社)への業務提供に対する引当金	11,550	2,875
凍結資金の当座借越額に係る再調整評価額	0	659,618
償還済みファンドからの残余額	0	36,986
	<u>16,326</u>	<u>699,479</u>

2013年12月24日付で、S M B C日興証券株式会社は、日興・プレミア・ファンド(A B Lファンド・シリーズ)のシリーズ・トラストの(当座借越額に充当するための)償還に関して当社により支払われた拠出の一部として、27,985,816円および590,385.87米ドルを当社に支払った。659,618ユーロに相当するこれらの金額は、2014年3月31日現在、当社において「凍結資金の当座借越額に係る再調整評価額」として計上されている。

注12．従業員および取締役

12.1 取締役

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2015年3月31日	2014年3月31日
取締役	4	4

12.2 就業者

2015年3月31日および2014年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2015年3月31日	2014年3月31日
上級管理職	2	2
中間管理職	4	4
従業員	2	2
	8	8

2014年3月31日に終了した会計年度中、年度を通じて以下の従業員が雇用された。

- 2013年5月	1名
- 2013年7月	1名
- 2013年9月	2名
- 2014年1月	4名

注13．オフ・バランスシート項目

2012年7月31日付で、当社は管理していたひとつのシリーズ・トラスト（以下「シリーズ・トラスト」という。）を終了させることを決定した。

当該終了を受けて、変動資本を有する会社型投資信託（S I C A V）の投資有価証券を除いて、シリーズ・トラストのすべての投資有価証券が換金された。2009年5月29日以降、かかるS I C A Vの評価額は、ゼロと決定されていた。

かかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことができるように、2013年3月26日付でS I C A Vの受益権が当社に対して譲渡されることが決議された。かかる譲渡以降、シリーズ・トラストは資産および負債を保有せず、ケイマン諸島の法律上、存在しないものとする。

かかるS I C A Vに関して将来現金が受領された場合、当社は、初めに、当該現金をかかる資産に関連し生じた債務の支払に充て、次に、シリーズ・トラストが存在していた場合に当該現金を受領する権利を得ていたであろう受益者への支払に充てる。

2013年11月29日付および2013年12月3日付で、当社の管理に基づくいくつかのシリーズ・トラストに付与された当座借越額の支払の対価として、当社は、二つの対象投資信託における受益証券を受領したが、当該受益証券の評価額はゼロであった。将来、当社が当該対象投資信託より受領する一切の現金は、（当座借越額の補填またはこれらのシリーズ・トラストの一部の債務の支払として）S M B C日興証券株式会社および当社が被った損失の補填として使用され、その後、償還時にシリーズ・トラストのかつての受益者に対して払い戻される。

注14．後発事象

年度末以降、現在の財務書類において、開示が要求される重大な事象はなかった。

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本語の間には相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at March 31, 2015**

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2015 EUR	March 31, 2014 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	25 097	49 420
Current assets			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	1 730 308	537 977
Amounts owed by affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year		4 557	17 541
Other receivables			
- becoming due and payable within one year		102 350	18 684
- Cash at bank		6 254 088	6 616 633
Prepayments		<u>30 507</u>	<u>47 740</u>
Total assets		<u>8 146 907</u>	<u>7 287 995</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
legal reserve	6	55 985	44 622
other reserves	7	<u>1 154 757</u>	<u>938 870</u>
		1 210 742	983 492
- Profit or loss for the financial year		<u>(226 185)</u>	<u>227 250</u>
		6 430 777	6 656 962
Provisions			
- Provisions for taxation	8	0	0
- Other provisions		<u>232 504</u>	<u>115 156</u>
		232 504	115 156
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		105 197	88 904
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	9	<u>1 378 429</u>	<u>426 973</u>
		<u>1 483 626</u>	<u>515 877</u>
Total liabilities		<u>8 146 907</u>	<u>7 287 995</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended March 31, 2015
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
		EUR	EUR
CHARGES			
Other external charges	10.2	3 929 755	1 077 142
Staff costs			
<i>Salaries and wages</i>		929 765	495 659
<i>Social security on salaries and wages</i>		98 171	51 741
<i>Supplementary pension costs</i>		29 070	6 202
<i>Other social costs</i>		<u>54 189</u>	<u>46 070</u>
		1 111 195	599 672
Value adjustments on current assets	4	0	2 844
Other operating charges	11.1	225 054	107 739
Interest and other financial charges			
Other interest and similar financial charges		<u>0</u>	<u>7 629</u>
		5 266 004	1 795 026
Income tax	8	3 210	3 210
Other taxes not included in the previous caption		<u>33 320</u>	<u>7 145</u>
Profit for the financial year		<u>0</u>	<u>227 250</u>
Total charges		<u>5 302 534</u>	<u>2 032 631</u>
INCOME			
Net turnover	10.1	5 045 273	1 331 992
Other operating income	11.2	16 326	699 479
Other interest and other financial income			
Other interest and similar financial income		14 750	1 160
Loss for the financial year		<u>226 185</u>	<u>0</u>
Total income		<u>5 302 534</u>	<u>2 032 631</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Off-balance sheet as at March 31, 2015****(expressed in euro)**

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
		EUR	EUR
Assets held for third parties	13	-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015

Note 1 - Activity

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

Until April 22, 2014, the purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of December 17, 2010 (the “Luxembourg Law”) of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 16 of the Luxembourg Law.

As from April 22, 2014, by decision of the sole shareholder of the Company, the purpose of the Company has been changed to the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment) (the “2010 Law”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “Funds”). In that context, the Company will act as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 (the “2013 Law”) and perform the activities listed in item 1. of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “Annex”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “AIFMD”). The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex

As at March 31, 2015, the Company manages 14 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), SMBC Nikko Investment Fund (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015 (continued)

2.1 Foreign currency translation (continued)

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange gains and losses are thus recorded in the profit and loss account.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015 (continued)

Note 3 – Movements in fixed assets

	Gross value at the beginning of the financial year EUR	Cost			Gross value at the end of the financial year EUR	Value adjustments		Net value at the end of the financial year EUR
		Reclassification	Additions	Disposals		Cumulative value adjustments	EUR	
Fixed assets								
of which:								
-furniture, fixture and fittings	7,264	0	0	0	7,264	(1,661)	5,603	
-office arrangements	47,483	0	1,394	0	48,877	(29,383)	19,494	
	54,747	0	1,394	0	56,141	(31,044)	25,097	

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

- Furniture, fixture and fittings 20%
- Office arrangements 50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2015 and March 31, 2014 represent management fees receivable.

Value adjustments in respect of doubtful receivables has been made in order to cover the total amount of management commission receivable from illiquid funds under liquidation process, namely Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series). This value adjustment amounts to EUR 35 679, no additional value adjustment having been made during the year.

Note 5 - Subscribed capital

On January 16, 2014, the subscribed capital was increased to EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.00.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2014	5 446 220	44 622	738 070	200 800	938 870	227 250
Allocation of the result	-	11 363	215 887	-	215 887	(227 250)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Transfer	-	-	-	-	-	-
Increase of Capital	-	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>(226 185)</u>
Balance at March 31, 2015	<u>5 446 220</u>	<u>55 985</u>	<u>953 957</u>	<u>200 800</u>	<u>1 154 757</u>	<u>(226 185)</u>

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 30, 2014 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2014.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

Note 8 – Income tax

The Company is a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet and tax advances are recorded under "Other receivables becoming due and payable within one year" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2010 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

Note 9 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2015 and March 31, 2014 are analysed as follows:

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Advisory fees payable	1 292 277	400 287
Distribution fees payable	<u>86 152</u>	<u>26 686</u>
	<u>1 378 429</u>	<u>426 973</u>

Note 10 - Net turnover and other external charges**10.1 Net turnover**

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Management fees received	5 045 273	1 331 992
Performance fees received	<u>0</u>	<u>0</u>
	<u>5 045 273</u>	<u>1 331 992</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****10.1 Net turnover (continued)**

The related applicable Management fee rates as at March 31, 2015 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM, Nikko Premier Fund–Nikko Energy Infrastructure and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.03% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund, Premium Funds – European High Yield, Premium Funds-Global Corporate Bond; Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund; Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund; Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity and SMBC Nikko Investment Fund (Lux), an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged) an annual management fee at the rate of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Global Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.025% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.12% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****10.1 Net turnover (continued)**

The Company receives from Nikko Offshore Funds – Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

Furthermore, the Company receives from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. There has been no performance fee paid for the period ended March 31, 2015. If paid, such performance fee is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds an annual management fee of 0.35% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.32% in total.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

10.2 Other external charges

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	3 737 328	825 542
Performance fees reimbursed	0	0
Other expenses	<u>192 427</u>	<u>251 600</u>
	<u>3 929 755</u>	<u>1 077 142</u>

Out of the annual management fees of 0.35% of the average net assets of the series trusts of Nikko Global Funds paid to the Company, 0.32% are paid to the Investment Manager and to the Distributor. The total amount paid by the Company to the investment manager and distributors of the series trusts of Nikko Global Funds was EUR 3 737 328 during the year ended March 31, 2015 and EUR 825 542 during the year ended March 31, 2014.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****10.2 Other external charges (continued)**

The performance fee receives by the Company from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio. No performance fee has been realised during the years ended March 31, 2015 and March 31, 2014.

Other expenses corresponds to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations,...

Note 11 – Other operating charges and other operating income**11.1 Other operating charges**

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Director's fees	20 000	45 000
Other administrative expenses	<u>205 054</u>	<u>62 739</u>
	<u>225 054</u>	<u>107 739</u>

11.2 Other operating income

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Adjustment provision from previous years	4 776	0
Provision for service provided to SNBL	11 550	2 875
Value re-adjustment on frozen fund's overdrafts	0	659 618
Residual cash from liquidated funds	<u>0</u>	<u>36 986</u>
	<u>16 326</u>	<u>699 479</u>

On December 24, 2013, SMBC Nikko Securities Inc paid to the Company Yen 27 985 816 and US\$ 590 385.87 as partial contribution to the payment made by the Company in relation to the liquidation (to cover the overdrafts) of the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series). These amounts, corresponding to EUR 659 618, have been accounted in the Company as "Value re-adjustment on frozen fund's overdrafts" as at March 31, 2014.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 12 - Staff and directors****12.1 Directors**

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2015	March 31, 2014
Directors	4	4

12.2 Personnel

The number of persons employed as at March 31, 2015 and March 31, 2014 was as follows:

	March 31, 2015	March 31, 2014
Senior Management	2	2
Middle Management	4	4
Employees	<u>2</u>	<u>2</u>
	<u><u>8</u></u>	<u><u>8</u></u>

During the financial year ended March 31, 2014, the employees were hired throughout the year as follows:

- 1 employee in May 2013
- 1 employee in July 2013
- 2 employees in September 2013
- 4 employees in January 2014.

Note 13 - Off balance sheet items

On July 31, 2012, the Company decided to terminate a series trust under its administration (the "Series Trust").

Following the termination, all investments of the Series Trust were realised aside from an investment in a SICAV. The value of this investment was determined at zero since May 29, 2009.

It has been resolved on March 26, 2013 that the beneficial interest in the SICAV be transferred so that this asset is held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the Company and following this transfer, the Series Trust will have no assets and no liabilities and will cease to exist as a matter of Cayman Islands Law.

If any cash is received in respect of the SICAV in the future, the Company will use such cash, firstly, to pay any liabilities incurred in respect of this asset and, secondly, to pay the unitholders who would have been entitled to such cash as if the Series Trust were still in existence."

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 13 - Off balance sheet items (continued)**

On November 29, 2013 and December 3, 2013, in consideration of the payment of overdrafts granted to some series trusts under its management, the Company received units in two underlying funds, such units being valued at zero. It is agreed that if any cash is received by the Company from such underlying funds in the future, it will be used to compensate the loss suffered by SMBC Nikko Securities Inc and the Company (such as the compensation of the overdrafts or payment of some liabilities of these series trusts) and then to reimburse the former unitholders of the series trusts at the time of the liquidation.

Note 14 – Subsequent events

There is no significant event after year-end which requires disclosure in the present financial statements.

(2) その他の訂正

(注) 下線は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

投資目的と投資方針

<訂正前>

(前略)

投資運用会社は、全般的なリスクの管理の一手法として、また投資エクスポージャーを得るために、レバレッジなしのデリバティブ取引を行うことができるが、これは義務ではない。デリバティブ商品には、カバード・コール・プット（担保付）、ゼロ・コスト・カラーおよび株式スワップが含まれる。しかし、投資運用会社は、NRGEトレーディングのために、先物取引または商品取引を行うことはできない。

NRGEトレーディングは、円以外の通貨建ての証券その他の投資対象への投資の範囲で、為替レートの変動に対するエクスポージャーを有することになる。通貨リスクは、投資運用会社がNRGEトレーディングの資産を、ある一つの発行体の証券に投資する割合を決定する際に考慮する要素のひとつであるが、投資運用会社は、通貨ヘッジを現在のところ用いる予定はない。投資運用会社は、長期投資を行う投資家にとっては、通貨の変動は、歴史的に、分散された株式ポートフォリオにおける主要なリスクではなく、長期的な観点からすると、ヘッジ取引に伴うコストとリスクのほうが、そのメリットを上回ってきたと考えている。外国株にかかるリターンにおける通貨の要素は、国際的な投資におけるリターンの分散のための重要な一部分であり、外国通貨は、ある通貨の価格の下落が他の通貨の上昇によって相殺される限度においてポートフォリオ内における分散を図るためのツールとして機能する。ただし、投資運用会社は、今後、NRGEトレーディングに利益をもたらすと判断される場合であって、かつ適切な状況下においては、通貨ヘッジ戦略を利用する権利を留保している。

NRGEトレーディングは、空売り、借入れまたは証券の貸付は行わない。

NRGEトレーディングは流動資産を保有することもできる。かかる資産は、当座口座に預託されるか、一流の発行体が発行または保証し、通常に取引される短期金融商品の形で保有することができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

投資運用会社は、全般的なリスクの管理の一手法として、レバレッジなしのデリバティブ取引を行うことができるが、これは義務ではない。デリバティブ商品には、カバード・コール・プット（担保付）、ゼロ・コスト・カラーおよび株式スワップが含まれる。しかし、投資運用会社は、NRGEトレーディングのために、先物取引または商品取引を行うことはできない。

NRGEトレーディングは、円以外の通貨建ての証券その他の投資対象への投資の範囲で、為替レートの変動に対するエクスポージャーを有することになる。通貨リスクは、投資運用会社がNRGEトレーディングの資産を、ある一つの発行体の証券に投資する割合を決定する際に考慮する要素のひとつであるが、投資運用会社は、通貨ヘッジを現在のところ用いる予定はない。投資運用会社は、長期投資を行う投資家にとっては、通貨の変動は、歴史的に、分散された株式ポートフォリオにおける主要なリスクではなく、長期的な観点からすると、ヘッジ取引に伴うコストとリスクのほうが、そのメリットを上回ってきたと考えている。外国株にかかるリターンにおける通貨の要素は、国際的な投資におけるリターンの分

散のための重要な一部分であり、外国通貨は、ある通貨の価格の下落が他の通貨の上昇によって相殺される限度においてポートフォリオ内における分散を図るためのツールとして機能する。ただし、投資運用会社は、今後、NRGEトレーディングに利益をもたらすと判断される場合であって、かつ適切な状況下においては、通貨ヘッジ戦略を利用する権利を留保している。

NRGEトレーディングは、空売り、借入れまたは証券の貸付は行わない。

信用リスクは、NRGEトレーディングの段階で、以下に詳述する規定に従って管理される。

NRGEトレーディングは、その純資産の10%を超えて、単一の発行体が発行する以下の証券/カテゴリーに各投資してはならない。

() 株式等エクスポージャー(すなわち、投資信託の受益証券/投資証券および会社の株式)

() 債券等エクスポージャー(すなわち、証券(投資信託の受益証券/投資証券および会社の株式を除く。)および金銭債権(先物為替取引等の取引またはその他デリバティブ取引により生じる債権を除く。))ならびに匿名組合拠出持分)

() デリバティブ・エクスポージャー(すなわち、先物為替取引等の貸付取引、借入取引、買戻契約またはその他デリバティブ取引により生じる債権)

さらに、NRGEトレーディングは、その純資産の20%を超えて、単一の発行体が発行する上記の証券/カテゴリーに合計して投資してはならない。

(すなわち、エクスポージャーがゼロであると計算された場合)上記の上限に対する例外は以下のとおりである。

(A) 日本、アイルランド、米国、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、英国、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルク、香港の中央政府、中央銀行もしくは地方自治体またはこれらの組織により設立された政府機関(随時変更される。)が発行または保証する債券に対するエクスポージャー

(B) 中央政府、中央銀行もしくは地方自治体またはこれらの組織により設立された政府機関が発行または保証する現地通貨建ての債券に対するエクスポージャー

(C) 国際機関が発行または保証する債券に対するエクスポージャー

(D) 満期日までが120日以下である一定の金融商品(すなわち、コールローン、預金、コマーシャル・ペーパー、貸付債権信託受益証券)に対するエクスポージャー

(E) 期間が1か月以下であるレポ取引またはリバース・レポ取引に基づき保有される証券に対するエクスポージャー

上記()として記載されるデリバティブ商品のエクスポージャーを計算する目的において、以下の計算方法が採用される。

先物為替取引(直物為替先渡取引を除く。)のエクスポージャーは、取引における取引相手方に対するエクスポージャーとして計算され、以下の規定に従いその支払期日に応じて決定される。

・120日以内に支払期日が到来する取引はエクスポージャーがゼロであるとみなされる。

・120日より後に支払期日が到来する取引は、時価評価益の金額に相当するエクスポージャーを有するとみなされる。

デリバティブ・エクスポージャー(上記段落において言及したものを除く。)は、取引における証券の発行体および取引相手方に対するエクスポージャーから構成され、かかるエクスポージャーは、以下において言及するプロセスに従って決定される。

(a) 有価証券の発行体に対するデリバティブ・エクスポージャーは、当該有価証券の発行体に対する、差分調整済みの時価評価の想定エクスポージャーおよび当該発行体を参照する全てのデリバティブの合計とする。原資産が上記(A)から(E)までに注記された有価証券のいずれかである場合、その対象が利子率、為替レート、株価指数、もしくは先物取引であるデリバティブ取引

のエクスポージャーは、0とする。先物商品の売却、コールオプションの売却、プットオプションの購入もまた、エクスポージャーは0とする。

(b) 貸付、借入取引および買戻契約における有価証券の発行体に対するエクスポージャーは、当該関連有価証券の市場価値とする。

(c) デリバティブが上場されている場合、相手方に対するエクスポージャーは0とする。

(d) デリバティブが相手方との間で取引される場合（すなわち、デリバティブが上場されていない場合）、相手方に対するエクスポージャーは、0、および当該デリバティブの正の時価評価額に、デリバティブの維持のためにNRGEトレーディングより提示されている担保または証拠金の評価額と相手方より提示されている担保または証拠金の評価額の差異を加えた合計を最大とする。

(e) 貸付、借入取引および買戻契約の相手方に対するエクスポージャーは、0、および当該取引の正の時価評価額に、デリバティブの維持のためにNRGEトレーディングより提示されている担保または証拠金の評価額と相手方より受領した担保または証拠金の評価額の差異を加えた合計を最大とする。

NRGEトレーディングは、現物証券につき、ショート・ポジションを取らない。疑義を避けるために付言すると、NRGEトレーディングは、デリバティブ取引においてショート・ポジションをとることができる。

サブ・ファンドは、全ての資産をNRGEトレーディングを通じて投資しているため、サブ・ファンドの信用リスク・エクスポージャーはNRGEトレーディングの段階で管理されている。

NRGEトレーディングは流動資産を保有することもできる。かかる資産は、当座口座に預託されるか、一流の発行体が発行または保証し、通常に取引される短期金融商品の形で保有することができる。

（後略）

（3）運用体制

<訂正前>

（前略）

組織、人員、内部管理の手續およびファンドに係る意思決定を監督する組織ならびにこれらの相互連携等

投資判断は、投資専門家のチームによる定期的なレビューを受ける。特に、6名の担当者と投資専門家により構成される投資運用会社のポートフォリオ分析およびリスク・マネジメント・グループは、投資プロセスの一貫性を確保するために品質管理を確立すること、および適用のある投資ガイドラインの遵守状況を監視する責任を負う。投資運用会社のリーガル・コンプライアンス・グループは7名の担当者により構成されており、インベストメント・ポートフォリオ分析およびリスク・マネジメント・グループに対して、関係法令、規則、投資ガイドラインおよび必要に応じてその他の問題に関する助言および指示を行う。リーガル・コンプライアンス・グループは、年次ベースで米国の規制に基づき、投資運用会社の規則、手續および内部管理の正式なレビューの監督を行う。更に、投資運用会社はコンプライアンス委員会を設立しており、コンプライアンス委員会は、規則および手續を管理・監督するために年間を通じて開催されている。

（中略）

（注）平成27年4月末日現在の体制であり、今後変更される可能性がある。

<訂正後>

（前略）

組織、人員、内部管理の手續およびファンドに係る意思決定を監督する組織ならびにこれらの相互連携等

投資判断は、投資専門家のチームによる定期的なレビューを受ける。特に、6名の担当者と投資専門家により構成される投資運用会社のポートフォリオ分析およびリスク・マネジメント・グループは、投資プロセスの一貫性を確保するために品質管理を確立すること、および適用のある投資ガイドラインの遵守状況を監視する責任を負う。投資運用会社のリーガル・コンプライアンス・グループは8名の担当者により構成されており、インベストメント・ポートフォリオ分析およびリスク・マネジメント・グループに対して、関係法令、規則、投資ガイドラインおよび必要に応じてその他の問題に関する助言および指示を行う。リーガル・コンプライアンス・グループは、年次ベースで米国の規制に基づき、投資運用会社の規則、手続および内部管理の正式なレビューの監督を行う。更に、投資運用会社はコンプライアンス委員会を設立しており、コンプライアンス委員会は、規則および手続を管理・監督するために年間を通じて開催されている。

（中略）

（注）平成27年7月末日現在の体制であり、今後変更される可能性がある。

（5）投資制限

投資制限

<訂正前>

（前略）

（ワ）サブ・ファンドはヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引等を行うことができる（ただし、義務ではない。）。サブ・ファンドは、かかるデリバティブ取引等の想定元本がサブ・ファンドの純資産総額を超えないように管理している（いわゆる簡便法）。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（ワ）サブ・ファンドはヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引等（差金決済されない通貨先渡取引を除く。）を行うことができる。サブ・ファンドに関連して、投資運用会社は、かかるデリバティブ取引等の想定元本がサブ・ファンドの純資産総額を超えないように管理している（いわゆる簡便法）。

（後略）

3 投資リスク

（2）リスクに対する管理体制

<訂正前>

（前略）

（注）上記の投資運用会社のリスクに対する管理体制は、平成27年4月末日現在のものであり、今後変更される可能性がある。

<訂正後>

（前略）

（注）上記の投資運用会社のリスクに対する管理体制は、平成27年7月末日現在のものであり、今後変更される可能性がある。

4 手数料等及び税金

（4）その他の手数料等

投資先ファンドの管理報酬等

<訂正前>

（前略）

なお、平成27年4月末日現在、投資先ファンドへの投資は行われていない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

なお、平成27年7月末日現在、投資先ファンドへの投資は行われていない。

（後略）

（5）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

日本

平成27年5月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

日本

平成27年8月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

第2 管理及び運営

3 資産管理等の概要

（5）その他

（八）関係法人との契約の更改等に関する手続

受益証券販売・買戻契約

<訂正前>

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

<訂正後>

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。管理会社は、同契約の終了が受益者の最善の利益になると考える場合または販売会社がUS FATCAに基づく参加外国金融機関ではなくなった場合、同契約を即時に終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L - 2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A

公認の監査人報告書

我々は、2015年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2015年5月27日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーペラティブ
公認の監査法人
ステファン・ナイ

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
9A, rue Robert Stümper
L-2557 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

We have audited the accompanying annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 27, 2015

KPMG Luxembourg, Société coopérative
Cabinet de révision agréé

Stephen Nye

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。